

マネージメント・レター No.270

所得税の確定申告

「ふるさと寄付金について」

◎地方公共団体に対する寄付金や、一定の東日本大震災義援金などについては、所得税・住民税トータルでは、2,000円を超える部分がおおむね全額控除されることとなります。

「一定の東日本大震災義援金など」

被災地の地方公共団体への寄付金や義援金は、**ふるさと寄付金**として所得税と住民税で控除（還付）が受けられます。日本赤十字社や中央共同募金会などに東日本大震災義援金として寄附する場合にも**ふるさと寄付金**として所得税と住民税で控除（還付）が受けられます。又、日本政府に東日本大震災義援金として寄附する場合にも、最終的に地方団体を通じて被災者に配分されることから、**ふるさと寄付金**として所得税と住民税で控除（還付）が受けられます。

手続き ～ ふるさと寄付金税額控除を受けるためには、**所得税の確定申告をする必要**があります。所得税の確定申告をすれば、住民税の申告は不要になります。確定申告に、寄附したことを証する書類を添付して申告をして還付を受けることとなります。

具体的な計算例

総所得金額が600万円（所得税の限界税率20%）の方が10万円の寄附をした場合、所得税・住民税あわせて9万8千円の還付を受けることが出来ます。ただし、総所得金額・寄付金税額控除前の税額によっても変わりますので詳しい計算等は、担当者に聞いてください。

※ご参考（計算過程）

①寄附金控除税額（税額控除）

（対象となる寄附金（*1）-2,000円）×10%=控除額 （*1 総所得金額の30%が限度）

②ふるさと寄附金

（地方公共団体に対する寄附金-2,000円）×（90%-限界税率（*2））=控除額 （*2 0%~40%）

①+②の合計額が住民税で税額控除 **今月のワンポイント** 

これからの季節、風邪かなと思ったら昔ながらのタマゴ酒（酒を沸騰するまで温め砂糖とタマゴを割り入れてかき混ぜる）を飲んで、ゆっくりと休んでみてはいかがでしょうか。（風邪薬と同じ成分がタマゴにはあるそうです。）